

令和 6 年度日本赤十字社会費募集について【協力依頼】

日頃より、日本赤十字社の活動に御協力いただき誠にありがとうございます。
令和 6 年度の日本赤十字社の会費募集について、次のとおり御依頼いたします。

1 事業の趣旨

日本赤十字社は、国際救援活動、災害救護活動、医療事業、社会福祉事業、救急法・家庭看護法等の講習など幅広い活動を展開しています。

これらの活動を支える資金は、個人や法人から拠出していただく会費によって賄われています。

このため、一人でも多くの方々に赤十字の思想、活動を理解していただくとともに、赤十字社の使命を十分に果たすため、会費募集に対する御協力をお願いしております。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】郵送等で単位会長あて資料を送付します。

定例会等で協力いただくよう周知をお願いします。

【御依頼事項】

(1) 令和 6 年度日本赤十字社会費募集について

ア 日本赤十字社神奈川県支部からの令和 6 年度募集依頼額

208,593,000円 (前年度同額)

イ 会費の一世帯あたりの金額 (参考額)

200円程度

(2) 募集活動に伴うチラシ等の配布について

3 実施期間

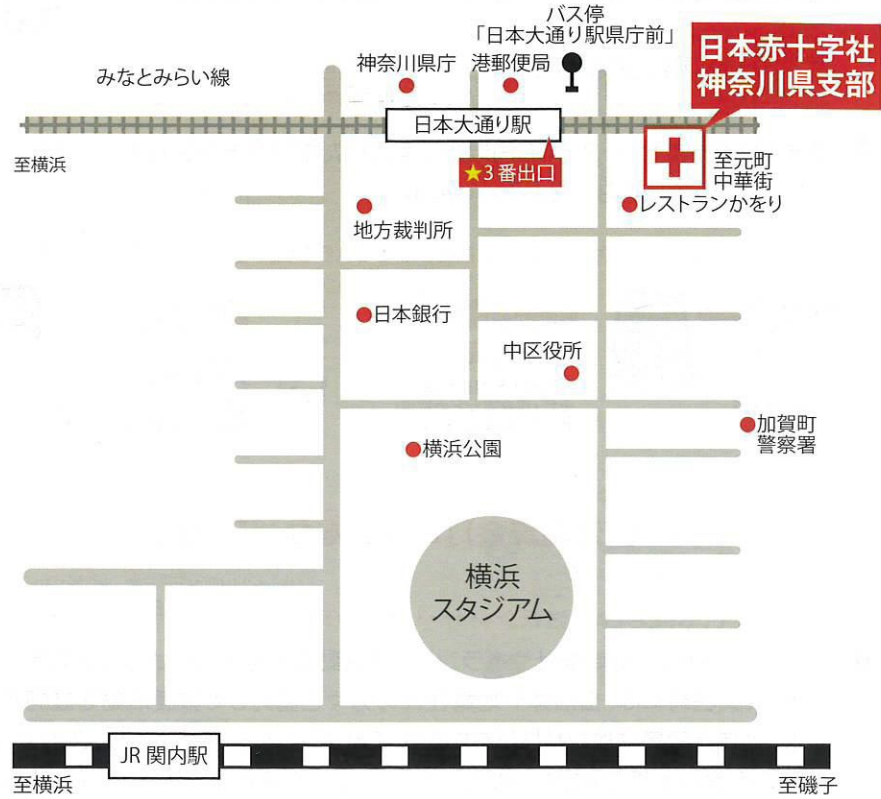
令和 6 年 5 月 (赤十字運動月間) を中心とする通年

4 添付資料

(1) 令和 6 年度日本赤十字社神奈川県支部事業パンフレット (A 5 版)

(2) 令和 6 年度日本赤十字社神奈川県支部会費募集チラシ (A 4 版)

日本赤十字社 神奈川県支部 横浜市地区本部
(横浜市 健康福祉局 福祉保健課)
担当 長澤、服部
電話 045-671-4044 /FAX 045-664-3622



©渋谷敦志

▲令和6年能登半島地震災害における神奈川県支部の活動の様子(石川県珠洲市)

わたしたちの神奈川だから



赤十字活動資金にご協力をお願いします。

日本赤十字社 神奈川県支部
Japanese Red Cross Society

〒231-8536 横浜市中区山下町70-7
TEL 045-681-2123(代表)



日赤 かながわ



わたしたちの神奈川だから



日頃から赤十字に対しご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

日本赤十字社は、地域福祉やボランティア活動など、

地域に根ざした活動を行っております。

そして、災害が発生すると自治体や地域住民の方々と協力して

救護活動を行うなど、地域と密接なかかわりがあります。

いかなる状況下であっても、日本赤十字社の使命は変わりません。

地域の皆さまのいのちと健康、尊厳を守る活動を

これからも続けてまいります。

CONTENTS

INTRODUCTION	2	税制上の優遇措置について	14
日本赤十字社の使命	4	表彰について	15
事業紹介	6	市区町村の赤十字担当窓口	16
決算報告/事業予算	11	神奈川県内の赤十字施設	18
会費(活動資金)のご協力方法	12	赤十字についてのQ&A	19

令和5年度の活動の一例のご紹介

令和6年能登半島地震災害

苦しんでいる人を救いたい



地震が発生した令和6年1月1日以降、県内にある横浜市立みなと、秦野、相模原の各赤十字病院の救護班をはじめ全国の赤十字病院救護班が、被災地に入り、避難所の巡回診療など被災者に寄り添った活動を行いました。

「赤十字de自由研究」 (8月)

夏休みの4日間、小学生を対象に赤十字のことを学んだり、救命手当を体験していただきました。



「NHK海外たすけあい」 (12月)

毎年実施している本キャンペーンの趣旨に賛同した県内の赤十字ボランティアが、募金活動を行いました。



日本赤十字社の使命

わたしたちは、苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

今からおおよそ160年前

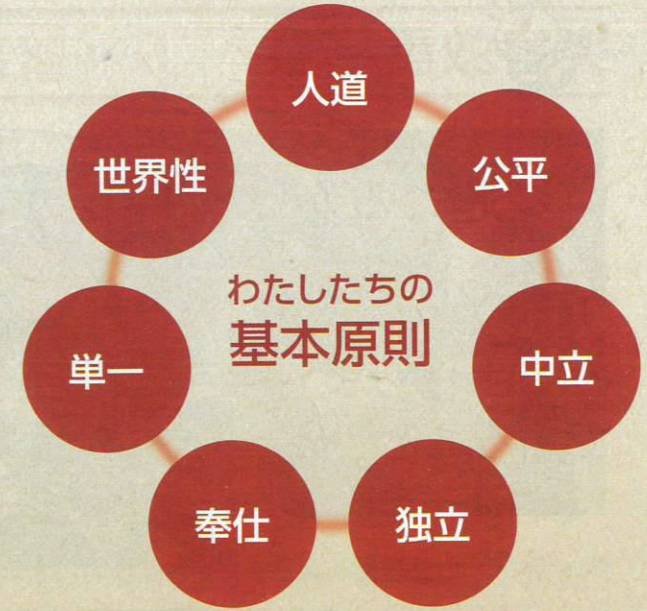
スイス人の実業家アンリー・デュナンは、1859年のイタリア統一戦争の激戦地ソルフェリーノで悲惨なありさまを目のあたりにし、傷ついて放置されていた人々を敵味方の区別なく救護しました。赤十字が誕生した瞬間です。

現在、赤十字はそのネットワークを191の国と地域に広げ、紛争・災害時における傷病者の救護活動をはじめ、災害対策、医療・保健、社会福祉、青少年育成などの幅広い活動を行っています。

アンリー・デュナンの呼びかけによって始まった赤十字は、7つの原則にしがたって行動しています。



アンリー・デュナン



日本赤十字社



日本赤十字社の誕生

1877年の西南戦争では、多くの兵士が傷つき戦野に倒れました。

このとき元老院議員であった佐野常民はアンリー・デュナンと同じ考えのもとに「博愛社」を設立し、敵味方の区別なく救護にあたりました。その後、日本がジュネーブ条約に加入し、「日本赤十字社」と改称しました。



日本赤十字社 神奈川県支部の誕生

1887年に「日本赤十字社神奈川県委員会」として神奈川県庁内に開設されました。災害救護活動をはじめ、医療活動、救急法の普及、献血、ボランティア活動の推進などの地域に根ざした活動を展開しています。

国際的な赤十字組織

赤十字国際委員会

ICRC: International Committee of the Red Cross

武力紛争時に犠牲者を保護するために、中立的な立場で活動することを認められている機関であり、戦時救護を目的として1863年に設立された最初の赤十字機関です。

国際赤十字・赤新月社連盟

IFRC: International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies

1919年に設立された各国の赤十字・赤新月社の連合体である国際機関です。主に災害救護や防災活動、保健衛生事業などの総合調整を行っています。

災害救護事業



いつ起こるか
分からない
災害に備えて
できること



災害が発生すると被災地に救護班を派遣し、「医療救護活動」や「こころのケア活動」を行います。また、被災者に救援物資をお届けするほか、義援金の受付も行います。神奈川県内では救護班を15班編成し、5つの倉庫(横浜市中区・港北区、横須賀市、南足柄市、箱根町)に次の救援物資を備蓄しています。

救援物資の例

毛布



保管や配送を考
えて真空パックで
圧縮しています。



緊急セット

ラジオ、懐中電灯、マスク
やウェットティッシュ等の
衛生用品などが収納され
ています。

安眠セット



マットレス・空気
枕・アイマスクなど
が収納されて
います。



援護物資

洗剤、歯ブラシ、タオルなど
の身の回りの品を収納し、県
内各市区町村の窓口に配備
しています。火災・風水害な
どの際に配布します。

救急法等の講習



大切な人を
救うため
それはあなたに
できること



いのちと健康を守るための具体的な知識と技術を伝える講習を、ボランティア指導員の協力のもと、神奈川県内各地で開催しています。

2022年度講習開催実績		開催回数	参加人数
救急法	救命手当や応急手当の知識・技術を学びます。	519回	12,730人
水上安全法	水難事故防止、おぼれた人の救助の方法について学びます。	73回	1,901人
雪上安全法	雪上の事故防止、けが人の救助の方法について学びます。	当年度は開催いたしませんでした。	
健康生活支援講習	高齢者を健やかに生きるための知識や、高齢者の自立に役立つ介護技術などについて学びます。	54回	1,069人
幼児安全法	乳幼児期に起こりやすい事故の予防とけがの手当、かかりやすい病気の対処方法について学びます。	119回	1,698人
		合計765回	17,398人

血液事業



安全な血液を安定的に届けるために

国や地方公共団体等と協力し、血液製剤の安全性の向上と安定供給に努めています。神奈川県内では、7カ所の献血ルームと11台の献血バスなどにより、皆さまから献血のご協力をいただいています。



国際活動



災害・紛争・病気…
世界中で
苦しむ人を
救うために



191の国と地域に広がる赤十字のネットワークを生かし、災害や紛争による被災者の救援活動と開発途上国における防災・保健衛生などの支援活動を行っています。神奈川県支部では、気候変動等レジリエンス強化事業(ルワンダ)、保健医療支援事業(バングラデシュ)、救急法普及支援事業(ラオス)などに取り組みました。

社会福祉事業



社会的支援を必要とする人のために

さまざまな事情により家庭で生活できない子ども、介護が必要な高齢者、障がいを持ち社会的な支援を必要とする方々が、安心して生活を送れるよう、全国で37の社会福祉施設を運営しています。神奈川県内では、視覚障がい者のための総合的な福祉施設である「神奈川県ライトセンター」を運営しています。



白杖での歩行訓練

※神奈川県ライトセンター：神奈川県の指定管理者として運営しています。

赤十字ボランティア



赤十字の
使命とする
人道的な活動を
実践しています



1859年、戦時に、敵・味方の区別なく負傷者の救護をしたのが赤十字ボランティアの始まりです。時代が変わっても「苦しんでいる人を救いたい」という思いは変わりません。神奈川県内に日本初の奉仕団が発足してから70余年、今では93団、約2万人の奉仕団員が活躍しています。赤十字の活動は、奉仕団をはじめとする赤十字ボランティアによって支えられています。

青少年赤十字



子どもたちの「主体性」を育むために

赤十字の精神に基づいた態度目標「気づき」「考え」「実行する」を掲げ、さまざまな活動が学校教育の中で展開されています。けがの予防と応急手当などを学ぶ「健康安全プログラム」や、災害の備えを学ぶ「防災教育プログラム」の普及推進に力を入れています。



医療事業



皆さまに
信頼される
病院の運営を
目指して



全国で91の病院を運営し、災害医療拠点病院の役割をはじめ、各地域における中核医療機関として日々、皆さまに信頼される病院運営に努めています。神奈川県内では、横浜市立みなと・秦野・相模原赤十字病院を運営しています。

※横浜市立みなと赤十字病院:横浜市の指定管理者として運営しています。

※相模原赤十字病院:相模原市内の診療所(青野原・千木良・藤野)を相模原市の指定管理者として運営しています。



横浜市立みなと赤十字病院



秦野赤十字病院



相模原赤十字病院

看護師の養成



災害救護や国際救援など
幅広く活躍できる看護師を育成

県内赤十字病院において必要な看護師を確保するための奨学金貸与制度を運用するとともに、災害救護・国際救援の分野等でも幅広く活躍できる看護師を育成するための研修や訓練に力を入れています。

赤十字活動資金の使い道

令和4年度 決算報告

令和6年度 事業予算

決算合計 1,072,378,690円

予算合計 1,030,597,000円

様々な事業を実施することができました
ご協力ありがとうございました



皆さまからお寄せいただく活動資金で
次の事業を予定しています



※社会福祉施設、赤十字病院および血液センターは、施設ごとの特別会計になっており、上記には含まれません。

※決算については、承認日の都合上1カ年遅れの掲載となります。

会費(活動資金)のご協力方法

赤十字が行う活動は、皆さまからお寄せいただく活動資金によって支えられています。活動をさらに充実させるため、皆さまの継続的なご協力をお願いします。

地域での ご協力

町内会・自治会のご協力により募集を行っています。また、市区町村の赤十字担当窓口でも受け付けています。

郵便局・銀行 でのご協力

日本赤十字社神奈川県支部では、専用口座を開設しています。

郵便局(ゆうちょ銀行)	00290-8-20001
横浜銀行 県庁支店(普通)	1031284
三菱UFJ銀行 横浜中央支店(普通)	1110858
みずほ銀行 横浜支店(普通)	1733012



受取人は、いずれの口座も「日本赤十字社神奈川県支部」です。金融機関によっては、振込手数料をご負担いただく場合があります。

口座振替

2,000円以上の金額を、毎月または毎年、ご希望の口座からお振替します。

クレジット カード

2,000円以上の任意の金額
でご協力いただけます。

Webで気軽にすぐできる!

申し込み
フォーム



遺贈・相続 財産の寄付

遺贈や相続財産、お香典返しによるご寄付を受け付けています。
※相続税の申告の際に必要な証明書を発行できます。

周年記念事業 でのご協力

法人・団体さまの大切な節目となる周年事業において、赤十字活動をご支援いただくことで、社会貢献活動を広くPRできます。

寄付金付 自動販売機 でのご協力

お客様や従業員の皆さまの目に触れる場所に赤十字マークが付いた自動販売機を設置し、売り上げの一部を定期的にご寄付いただけます。



日本赤十字社への寄付は、税制上の優遇措置が受けられます。詳しくは、14ページを参照。ご要望やご相談がございましたら、お気軽に振興課までお問い合わせください。

募集方法について (あくまでも一例です)

町内会、自治会、奉仕団などの皆さまに、各ご家庭を訪問するなどして、会費(活動資金)のご寄付をお願いしています。また、年間を通じて、日本赤十字社神奈川県支部および市区町村の赤十字担当窓口(16、17ページ)でも受け付けています。

- 1 委嘱状、受領証、協力会員門標、パンフレット、広報用チラシなどを
持ち、各ご家庭を訪問します。

委嘱状

会費(活動資金)募集の
業務をお願いしている証。

受領証(10枚つぶり)

会費(活動資金)を受領した
際に発行します。

協力会員門標

寄付者の皆さまに
お渡しします。

パンフレット

この
冊子です。

チラシ

配布、
または
回収します。
- 2 チラシなどで趣旨を説明し、会費(活動資金)を預かり、
受領証を発行します。
なお、ご寄付は、任意であり、強制するものではありません。
- 3 各町内会などで集められた会費(活動資金)と受領証の控えを
町内会長など(協賛委員)へ引渡します。
- 4 各町内会長など(協賛委員)は会費(活動資金)と受領証の控えを
各市区町村の赤十字担当者へ引渡します。

会員制度について

「会員」とは、赤十字の理念と活動に賛同し、年額2,000円以上のご協力を
いただいた方(個人、法人・団体)のことです。
会員として加入いただいた方*には年2回程度、会員誌などをお送りします。
※会員ご希望の方は、ご寄付の際にお申し出ください。
また、「会員」以外でご寄付いただいた方を「協力会員」とお呼びしています。

税制上の優遇措置について

日本赤十字社に対してご寄付をいただくと、次のような税制上の優遇措置が受けられます。

	優遇措置の名称等	寄付の内容	優遇措置の内容
個人	特定寄付金	日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。	寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の40%まで)から2千円を差し引いた額が寄付者の年間所得総額から控除されます。
	住民税にかかる寄付金控除 (募集期間 4月～翌年3月)*	日本赤十字社の各都道府県支部に対する寄付金で、総務大臣の指定を受けた事業にあてられるもの(災害救護設備の整備など)。	寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の30%まで)から2千円を差し引いた額の10%が寄付者の住民税額から控除されます。
	相続税の非課税	相続または遺贈により財産を取得した方から、日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。	相続または遺贈により取得した財産の全部または一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格から除外されます。 ※遺言状により受け取りを日本赤十字社神奈川県支部に指定することができます。
	指定寄付金 (募集期間 4月～9月)*	日本赤十字社に対する寄付金で、財務大臣の指定を受けた事業にあてられるもの(災害救護設備の整備など)。	法人の有する通常の損金算入限度額にかかわらず全額損金算入ができます。
法人	特定公益増進法人に対する寄付金	日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。	法人の有する通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を損金に算入することができます。

※住民税にかかる寄付金(個人)および指定寄付金(法人)については、募集限度額の関係で適用にならない場合があります。また、住民税にかかる寄付金は、居住地の日本赤十字社都道府県支部へのご寄付に限られます。

表彰について

日本赤十字社にご寄付をいただいた方へ日本赤十字社や国からの表彰をご用意しております。

日本赤十字社からの表彰

金色有功章を受章され、さらに会費(活動資金)として累計50万円以上ご寄付いただいた方(個人、法人・団体)に贈呈させていただきます。



個人、法人・団体

社長
感謝状



有功章記(個人)



有功章(個人)



有功章(法人・団体)

金色
有功章

会費(活動資金)として累計50万円以上ご寄付いただいた方(個人、法人・団体)に贈呈させていただきます。



個人、法人・団体

銀色
有功章

会費(活動資金)として累計20万円以上ご寄付いただいた方(個人、法人・団体)に贈呈させていただきます。

特別
社員章

会費(活動資金)として、一時または数次に2万円以上のご寄付をいただき、お申し出のあった方に贈呈させていただきます。

国からの表彰

厚生労働大臣
感謝状

会費(活動資金)として4月～翌年3月(同一年度内)に個人では100万円以上、法人・団体では300万円以上ご寄付いただいた方に贈呈させていただきます。

紺綬褒章

会費(活動資金)として一時または予め分納(期間の制限なし)の申出により、個人では500万円以上、法人・団体では1,000万円以上ご寄付いただいた方に天皇陛下からの褒章の記を贈呈させていただきます。

税制上の優遇措置および表彰に関するご質問等については、振興課までお問い合わせください。

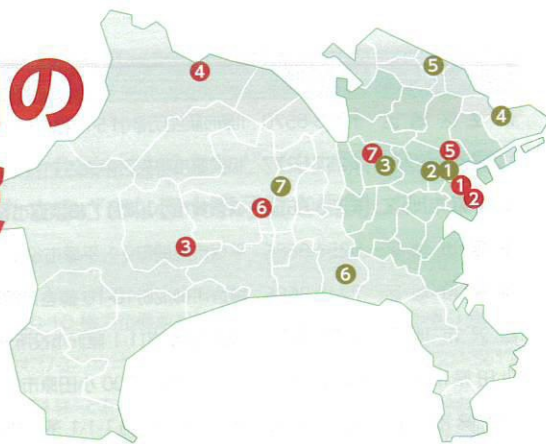
市区町村の赤十字担当窓口

神奈川県内の各市区役所、町村役場、社会福祉協議会など、60カ所に赤十字窓口(地区・分区)を設置し、地域に根ざしたさまざまな赤十字活動を展開しています。

名称	所在地	電話番号
横浜市地区本部	〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市健康福祉局 福祉保健課	045-671-4044
鶴見区地区	〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央4-37-37 リオベルテ鶴見2階 鶴見区社会福祉協議会	045-504-5619
神奈川区地区	〒221-0825 横浜市神奈川区反町1-8-4 はーと友 神奈川1階 神奈川区社会福祉協議会	045-311-2014
西区地区	〒220-0011 横浜市西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3階 西区社会福祉協議会	045-450-5005
中区地区	〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル4階 中区社会福祉協議会	045-681-6664
南区地区	〒232-0024 横浜市南区浦舟町3-46 浦舟複合福祉施設8階 南区社会福祉協議会	045-260-2510
港南区地区	〒233-0003 横浜市港南区港南4-2-8 3階 港南区福祉保健活動拠点 港南区社会福祉協議会	045-841-0256
保土ヶ谷地区	〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町5-11 かるがも3階 保土ヶ谷区社会福祉協議会	045-341-9876
旭区地区	〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-6-35 旭区社会福祉協議会	045-392-1123
磯子区地区	〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-1-41 磯子センター5階 磯子区社会福祉協議会	045-751-0739
金沢区地区	〒236-0021 横浜市金沢区泥亀1-21-5 金沢区社会福祉協議会	045-788-6080
港北区地区	〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町13-1 吉田ビル206 港北区社会福祉協議会	045-547-2324
緑区地区	〒226-0019 横浜市緑区中山2-1-1 ハーモニーみどり1階 緑区社会福祉協議会	045-931-2478
青葉区地区	〒225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町1169-22 青葉区福祉保健活動拠点 ふれあい青葉 青葉区社会福祉協議会	045-972-8836
都筑区地区	〒224-0006 横浜市都筑区荏田東4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館 都筑区社会福祉協議会	045-943-4058
戸塚区地区	〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町167-25 戸塚区社会福祉協議会	045-866-8434
栄区地区	〒247-0005 横浜市栄区桂町279-29 栄区社会福祉協議会	045-894-8521
泉区地区	〒245-0023 横浜市泉区和泉中央南5-4-13 泉区社会福祉協議会	045-802-2150
瀬谷区地区	〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町469せやまる・ふれあい館2階 瀬谷区社会福祉協議会	045-361-2117
川崎市地区本部	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所 地域包括ケア推進室 地域福祉担当	044-200-2628
川崎区地区	〒210-8570 川崎市川崎区東田町8パレールビル7階 川崎区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-201-3228
* 川崎区地区大師分区	〒210-0812 川崎市川崎区東門前2-1-1 川崎区役所 大師地区健康福祉ステーション 保護課	044-271-0148
* 川崎区地区田島分区	〒210-0852 川崎市川崎区綱管通2-3-7 川崎区役所 田島地区健康福祉ステーション 保護課	044-322-1981
幸区地区	〒212-8570 川崎市幸区手本町1-11-1 幸区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-556-6643
中原区地区	〒211-8570 川崎市中原区小形町3-245 中原区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-744-3252
高津区地区	〒213-8570 川崎市高津区下作延2-8-1 高津区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-861-3302
宮前区地区	〒216-8570 川崎市宮前区宮前平2-20-5 宮前区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-856-3254
多摩区地区	〒214-8570 川崎市多摩区登戸1775-1 多摩区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-935-3285

名称	所在地	電話番号
麻生区地区	〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1-5-1 麻生区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-965-5156
相模原市地区本部	〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市健康福祉局 生活福祉課	042-851-3170
横須賀市地区	〒238-8550 横須賀市小川町11 横須賀市役所 市民生活課	046-822-8220
平塚市地区	〒254-8686 平塚市浅間町9-1 平塚市役所 福祉総務課	0463-21-9862
鎌倉市地区	〒248-8686 鎌倉市御成町18-10 鎌倉市役所 生活福祉課	0467-61-3958
藤沢市地区	〒251-0054 藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所分庁舎1階 藤沢市社会福祉協議会	0466-50-3525
小田原市地区	〒250-8555 小田原市荻窪300 小田原市役所 福祉政策課	0465-33-1863
茅ヶ崎市地区	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1 茅ヶ崎市役所 地域福祉課	0467-81-7152
逗子市地区	〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 逗子市役所 社会福祉課	046-873-1111
三浦市地区	〒238-0298 三浦市城山町1-1 三浦市役所 福祉課	046-882-1111
秦野市地区	〒257-8501 秦野市桜町1-3-2 秦野市役所 地域共生推進課	0463-82-7392
厚木市地区	〒243-8511 厚木市中町3-16-1 厚木市役所第2庁舎1階西側 福祉総務課	046-225-2200
大和市地区	〒242-0004 大和市鶴間1-31-7 大和市保健福祉センター5階 健康福祉総務課	046-260-5604
伊勢原市地区	〒259-1188 伊勢原市田中348 伊勢原市役所 福祉総務課	0463-94-4718
海老名市地区	〒243-0492 海老名市勝瀬175-1 海老名市役所 福祉政策課	046-235-4820
座間市地区	〒252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1 座間市役所 地域福祉課	046-252-7127
南足柄市地区	〒250-0192 南足柄市関本440 南足柄市役所 福祉課	0465-73-8022
綾瀬市地区	〒252-1192 綾瀬市早川550 綾瀬市役所 福祉総務課	0467-70-5613
葉山町分区	〒240-0192 三浦郡葉山町堀内2135 葉山町役場 福祉課	046-876-1111
寒川町分区	〒253-0196 高座郡寒川町宮山165 寒川町役場 福祉課	0467-74-1111
大磯町分区	〒255-8555 中郡大磯町東小磯183 大磯町役場 福祉課	0463-61-4100
二宮町分区	〒259-0196 中郡二宮町二宮961 二宮町役場 福祉保険課	0463-75-9289
中井町分区	〒259-0153 足柄上郡中井町比奈窪104-1 中井町役場 健康課	0465-81-5546
大井町分区	〒258-0019 足柄上郡大井町金子1964-1 大井町保健福祉センター 子育て健康課	0465-83-8012
松田町分区	〒258-8585 足柄上郡松田町松田惣領2037 松田町役場 子育て健康課	0465-84-5544
山北町分区	〒258-0195 足柄上郡山北町山北1301-4 山北町役場 福祉課	0465-75-3644
開成町分区	〒258-8502 足柄上郡開成町延沢773 開成町役場 子育て健康課	0465-84-0327
箱根町分区	〒250-0398 足柄下郡箱根町湯本256 箱根町役場 福祉課	0460-85-7790
真鶴町分区	〒259-0202 足柄下郡真鶴町岩244-1 真鶴町役場 福祉課	0465-68-1131
湯河原町分区	〒259-0392 足柄下郡湯河原町中央2-2-1 湯河原町役場 社会福祉課	0465-63-2111
愛川町分区	〒243-0392 愛甲郡愛川町角田251-1 愛川町役場 福祉支援課	046-285-6928
清川村分区	〒243-0195 愛甲郡清川村煤ヶ谷2216 清川村役場 子育て健康福祉課	046-288-3861

神奈川県内の 赤十字施設



- 赤十字施設
- 献血ルーム

- 1 **日本赤十字社神奈川県支部**
〒231-8536 横浜市中区山下町70-7
TEL 045-681-2123
- 2 **横浜市立みなと赤十字病院**
〒231-8682 横浜市中区新山下3-12-1
TEL 045-628-6100
- 3 **秦野赤十字病院**
〒257-0017 秦野市立野台1-1
TEL 0463-81-3721
- 4 **相模原赤十字病院**
〒252-0157 相模原市緑区中野256
TEL 042-784-1101
- 5 **神奈川県赤十字血液センター**
〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町680-7
TEL 045-834-4611
- 6 **神奈川県赤十字血液センター湘南事業所**
〒243-0035 厚木市愛甲1837
- 7 **神奈川県ライトセンター**
〒241-8585 横浜市旭区二俣川1-80-2
TEL 045-364-0023

- 1 **横浜SKY献血ルーム**
〒220-0011 横浜西区高島2-19-12
スカイビル27階
TEL 045-444-1088
- 2 **横浜Leaf献血ルーム**
〒220-0004 横浜西区北幸1-6-1
横浜ファーストビル14階
TEL 045-534-7173
- 3 **二俣川献血ルーム**
〒241-0815 横浜市旭区中尾1-1-2
TEL 045-361-0330
- 4 **かわさきルフロン献血ルーム**
〒210-0024 川崎市川崎区日進町1-11
川崎ルフロン9階
TEL 044-245-1857
- 5 **みぞのくち献血ルーム**
〒213-0001 川崎市高津区溝口1-3-1
ノクティプラザ1 10階
TEL 044-813-0311
- 6 **クロスウェーブ湘南藤沢献血ルーム**
〒251-0055 藤沢市南藤沢21-8
大安興業ビル4階
TEL 0466-25-8877
- 7 **海老名献血ルーム**
〒243-0438 海老名市めぐみ町3-1
VINA GARDENS PERCH 8階
TEL 046-240-8655

赤十字についてのQ&A



Q. 寄付の金額に決まりはありますか？

A. 決まりはありません。2,000円以上ご寄付いただいた方は会員として登録させていただきます。会員誌などをお送りします。

たとえば…皆さまのご寄付で、被災者にお届けするこれらの物資を整備することができます。

<p>2,000 円で</p> <p>毛布1枚</p>  <p>災害時、避難所 などでの生活に。</p>	<p>4,000 円で</p> <p>援護物資</p>  <p>県内各市町村に配備し、 火災・風水害などの被害に あった方にお届けします。</p>	<p>5,000 円で</p> <p>緊急セット 1セット4人分</p>  <p>避難所生活時に必要と なる物が収納されています。</p>
--	---	---

Q. 赤十字の「会費(活動資金)」の募集をなぜ町内会で 行うのですか？

A. 赤十字の活動は、地域福祉やボランティア活動など地域に根ざした活動を行っており、災害時には、自治体や地域住民の方々と協力して救護活動を展開するなど、地域と密接なかかわりがあります。このような活動を行うため、自治会・町内会の会合などでご承認をいただいた方々に、「協賛委員」として「会費(活動資金)」の募集にご協力をいただいています。

Q. 会費(活動資金)と義援金、救援金の違いはなんですか？

A. 「会費(活動資金)」は、災害時における救護活動をはじめとした日本赤十字社の様々な活動に使われます。一方、「義援金」は、被災都道府県に設置される義援金配分委員会に全額が送金され、同委員会の定める配分基準に従って、全額が被災者に届けられます。また、「救援金」は、海外で発生した災害や紛争による被災者を支援するため、赤十字・赤新月社が行う医療や衣食住などの緊急救援・復興支援などに使われます。

ご不明点はお気軽にお問い合わせください。

日本赤十字社神奈川県支部振興課 TEL 045-681-2268

苦しんでいる人を救いたい

いかなる状況下であっても赤十字の使命は変わりません。



©渋谷敦志

▲令和6年能登半島地震災害における神奈川県支部の活動の様子(石川県珠洲市)

あなたのご寄付は、
令和6年能登半島地震をはじめとする
災害救護活動や災害への備えなど、
カタチを変えて苦しんでいる人の
支えとなります。



いのちを
救う

災害が
発生！

生活を
支える

きもちに
寄り添う



▲寸断された道路を自衛隊員と進む同救護班(石川県珠洲市)

赤十字活動資金にご協力をお願いします。

町内会・自治会のご協力により募集を行っているほか、地域の赤十字窓口でもご協力いただけます。

赤十字活動資金の使い道

令和4年度 決算報告

令和6年度 事業予算

決算合計 **1,072,378,690円**

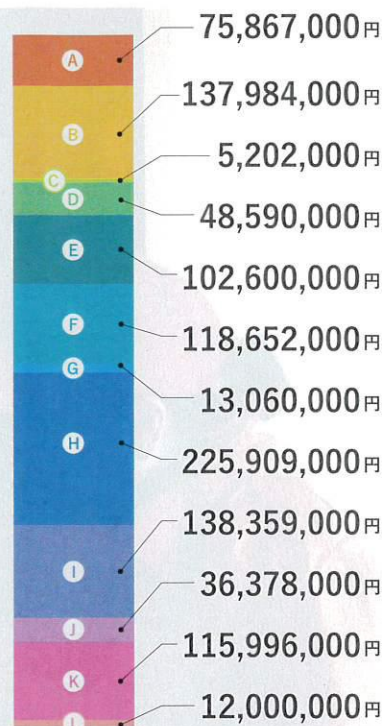
予算合計 **1,030,597,000円**

様々な事業を実施することができました
ご協力ありがとうございました

皆さまからお寄せいただく活動資金で
次の事業を予定しています



- ① 災害救護訓練、救援物資倉庫の維持管理、救護資機材の整備など
- ② 救急法等講習、奉仕団活動、青少年活動など
- ③ 国際開発協力事業
- ④ 災害救護に必要な医療機器の整備
- ⑤ 各市区町村における赤十字活動
- ⑥ 会費募集、広報など
- ⑦ 看護師確保のための奨学金など
- ⑧ 災害発生時のための積立金、翌年度への繰越金など
- ⑨ 管理経費
- ⑩ 支部社屋の維持管理経費など
- ⑪ 本社における全国規模の赤十字事業の展開
- ⑫ 予備費



※社会福祉施設、赤十字病院および血液センターは、施設ごとの特別会計になっており、上記には含まれません。 ※決算については、承認日の都合上1カ年遅れの掲載となります。

Q 寄付の金額に決まりはありますか？

A 決まりはありません。2,000円以上ご寄付いただいた方は会員として登録させていただき、会員誌などをお送りします。

たとえば・・・
皆さまのご寄付で、被災者にお届けするこれらの物資を整備することができます。

2,000円
毛布1枚



災害時、避難所などでの生活に。

4,000円
援護物資



県内各市町村に配備し、火災・風水害などの被害にあった方にお届けします。

5,000円
緊急セット



1セット4人分
避難所生活時に必要となる物が収納されています。

Q 会費(活動資金)と義援金、救援金の違いはなんですか？

A 赤十字活動資金とは 災害救護活動をはじめとした日本赤十字社の様々な活動に使われます。

義援金とは

ご寄付の全額を被災された皆さまにお届けします。

救援金とは

海外で発生した災害や紛争による被災者を支援するため、赤十字社・赤新月社が行う医療や衣食住などの緊急救援・復興支援活動などに使われます。

日本赤十字社神奈川県支部では、様々な方法でご寄付を受け付けています。

口座振替

クレジットカード決済

遺贈・相続財産寄付

各金融機関でのご寄付